

お客さま各位

兵庫県信用組合
日本政策金融公庫 国民生活事業

兵庫県信用組合と日本政策金融公庫(国民生活事業)連携による
創業者および第二創業者向け融資商品の取扱い開始について

兵庫県信用組合と日本政策金融公庫(国民生活事業)は、創業者および第二創業者を対象とする融資商品の取扱いを下記のとおり、開始することとなりましたので、お知らせいたします。

商 品 名	けんしん 『創業・第二創業サポートローン』 ※取扱開始日平成26年10月1日	日本政策金融公庫 『中小企業経営力強化資金』
ご利用いただける方	(1) 日本政策金融公庫の「中小企業経営力強化資金」を利用できる方	創業、経営多角化、事業転換、新商品の開発等、新たな市場の創出を目指す方
	(2) 次の①～③いずれかに該当する方	
	①当組合の支店営業エリア内で新たに事業を始める方	
	②当組合の支店営業エリア内に店舗または事業所があり、税務申告が2期を終えていない法人および個人事業主の方	
	③当組合の支店営業エリア内で第二創業を計画している方	
ご 融 資 形 式	証書貸付	
資金のお使いみち	創業・第二創業にかかる事業資金(運転資金・設備資金)	
ご 融 資 限 度 額	5,000千円 ※日本政策金融公庫と同時申込み条件 ※日本政策金融公庫融資額を上限	72,000千円 (うち運転資金48,000千円以内)
ご 融 資 期 間	設備資金 7年以内 うち据置期間1年を含む。	設備資金 15年以内 うち据置期間2年以内
	運転資金 5年以内 うち据置期間6ヵ月を含む。	運転資金 5年以内(特に必要な場合7年以内) うち据置期間1年以内
ご 返 済 方 法	元金均等分割返済	
ご 融 資 利 率	当組合所定利率(固定金利) 当組合所定のビジネスモデル・チェックシートをもとに設定させていただきます。	公庫所定利率(固定金利)
連 帯 保 証 人	原則として、経営者保証に関するガイドラインに基づいて判断させていただきます。	20,000千円の範囲で、無担保・無保証人のご利用が可能です。
担 保	原則として不要 ただし、当組合が必要と判断した場合は条件とさせていただきます。	

本件に関するお問合せ先
兵庫県信用組合 業務部 TEL:078-391-6317(担当:吉位)
日本政策金融公庫神戸支店 TEL:078-341-4982(担当:藤澤)
(国民生活事業)

